透析用監視装置点検業務契約書

福島県立南会津病院(以下「甲」という。)と、「 」(以下「乙」という。)は、福島県立南会津病院の透析用監視装置点検業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(目 的)

第1条 福島県立南会津病院に設置している透析用監視装置(以下「機器」という。) の、運用上の安全性が確保されるよう、適正な点検整備を行うものとする。

(履行期限)

第2条 契約期間は契約締結日から令和7年3月31日まで

(業務の内容)

- 第3条 乙は、次の各号に定めるところに従い、点検整備業務を行う。
 - (1)点検回数契約期間中1回
 - (2) 点検・交換対象機器日機装社製 透析用監視装置DAB-NX(1台)、DCS-100NX(3台)、DCS-200Si(1台)
 - (3) 点検・部品交換の内容 別紙仕様書による。
 - (4) 点検業務の過程で、不備、故障等が認められる場合は、乙は甲に速やかに報告の上、対応するものとする。
 - (5) 点検整備作業に必要となる燃料・水・電気等のユーティリティーの供給は甲が負担する。

(点検整備結果の報告)

第4条 乙は点検業務終了後、結果を速やかに書面をもって甲に報告するものとする。

(注意義務・信義誠実の原則)

第5条 乙は、甲の指示に従い、常に善良なる管理者として、注意をもって誠実に委託業 務を実施しなければならない。

(契約金額及び支払方法)

- 第6条 契約金額は、「 」円(内消費税額及び地方消費税額「 」円) とする。
- 2 乙は、点検終了後、甲の確認を受けたのち、第1項で定めた金額を請求するもの と

する。

3 甲は前項の請求書を受理した場合、30日以内に支払わなければならない。

(損害負担)

第7条 乙は点検業務の実施にあたり、故意または過失によって甲の管理する建物、機械器具、備品等を破損したとき、並びに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。

(免 責)

- 第8条 乙は次の各号に定める損害については、賠償の責めを負わない。
 - (1) 天変地異、その他不可抗力による場合
 - (2) 建造物若しくは設備の瑕疵、または甲の管理上の瑕疵に起因する場合
 - (3) 乙の点検実施中の際の甲の職員、第三者による故意または過失による場合

(契約の解除)

- 第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除する ことができる。
 - (1) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、または履行する見込みがないとき。
 - (2) 乙が甲に対し、故意または重大な過失により、不法行為を行ったとき。
 - (3) 乙が解除を申し出たとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第2条第6号に規定する暴力団員以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該 当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の 相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対し

て当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 甲が前項の規定により契約を解除したときは、乙は違約金とし契約金額または契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

(契約の変更)

- 第10条 甲は必要があるときは、この契約を変更し、または一時中止させ若しくはこれを 打ち切ることができる。この場合において契約金額を変更する必要がある場合は、甲乙 協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において乙が損害を受けた場合、甲はその損害を賠償しなければならない。 この際の賠償額については甲乙協議して定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

(違約金の徴収)

第11条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年2.5%の割合で計算した利息(百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を付した額を乙から徴収する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利または義務 を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下 請をさせてはならない。

(代表者変更の届出)

第13条 乙が代表者の名義を変更するときは、遅滞なく名義変更に関する登記簿謄本その 他これを証する書面を添えて、甲に届けなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める

場合はこの限りでない。

- (1)公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による 排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、 甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、 その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければな らない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1

甲

福島県立南会津病院 院長 吉田 典行

 \angle